

児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（平成26年12月26日京都市条例第35号）（保健福祉局保健衛生推進室保健医療課）

児童福祉法の一部改正に伴い、京都市乗合自動車旅客運賃条例ほか9条例について、規定を整備することとしました。

この条例は、平成27年1月1日から施行することとしました。

児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を公布する。

平成26年12月26日

京都市長 門川大作

京都市条例第35号

児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
(京都市乗合自動車旅客運賃条例等の一部改正)

第1条 次に掲げる条例の規定中「第6条の2第2項」を「第6条の2の2第2項」に改める。

- (1) 京都市乗合自動車旅客運賃条例第11条第2号ア
- (2) 京都市青少年科学センター条例第3条第4項第3号
- (3) 京都市高速鉄道旅客運賃条例第9条第1項第2号ア
- (4) 京都市児童福祉センター条例第2条第1号
- (5) 京都市動物園条例第4条第3項第3号
- (6) 京都市野外活動施設花背山の家条例第5条第2号
- (7) 京都市学校歴史博物館条例第6条第3項第3号
- (8) 京都市宇津峽公園条例第5条第2項第3号
- (9) 京都市野外活動施設京北山国の家条例第5条第2号

(子どもを共に育む京都市民憲章の実践の推進に関する条例の一部改正)

第2条 子どもを共に育む京都市民憲章の実践の推進に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「第6条の2第1項」を「第6条の2の2第1項」に改める。

附 則

この条例は、平成27年1月1日から施行する。

(保健福祉局保健衛生推進室保健医療課)